

資料 1

4産労農水第471号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に係る令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同項において準用する同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和4年6月3日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	14.2トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	0.5トン
くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚) 漁船等漁業	35.2トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業	0.5トン

2 参考

(1) 東京都漁獲可能量

くろまぐろ(小型魚) 15.7トン

くろまぐろ(大型魚) 37.2トン

(2) 東京都留保枠

くろまぐろ(小型魚) 1.0トン

くろまぐろ(大型魚) 1.5トン

4 水管第 237 号
令和 4 年 4 月 18 日

東京都知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 4 年 4 月 22 日(金)までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (東京都分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	13.6トン	15.7トン
くろまぐろ(大型魚)	18.3トン	37.2トン